



▲総合病院

き下げなければならない特別な事情は。
【答弁】 県、他団体の動向を見ながら0・05ヶ月を12月から引き下げるもの。民間給与を反映した改正を行った。
【討論】 公務員労働者に先手を向けて給与引き下げを行い、民間や、中央・地方との格差拡大に繋がっていくことから反対。地域の給与水準に習うことが市民のコンセンサスを得られるものと考え賛成。

原案のとおり可決

議案第215号 南相馬市病院事業会計補正予算について

【質疑】 医療費改定による5,000万円の赤字に対する対応は。
【答弁】 総合病院の収益確保策として、査定率を少なくし、材料費等の経費の縮減に取り組んでいる。来年度からの看護基準の変更や、リハビリテーション関係で約2,100万円の収支改善を考えている。小高病院については、査定率低減の努力、経費節減に取り組む。

原案のとおり可決

議案第221号 あらたに生じた土地の確認について

原案のとおり可決



▲小高保育園

議案第214号 平成18年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

が、認定後の検証作業。
【答弁】 更新は6ヵ月から最大24ヶ月となっている。区分変更申請はいつでもできる仕組みになっている。

議案第218号 工事請負変更契約の締結について

【質疑】 工事内容は。
【答弁】 平成17年度は、原町一中北校舎の耐震補強・改修で、2億9,666万2千円、平成18年度は南校舎の耐震補強・改修工事で、2億1,181万2千円の内容。

【質疑】 工事請負額の変更内容は。
【答弁】 工事を施工した結果、設計にはないものが出てきたため、新たな変更契約となった。



▲消防出初式（1月8日）



▲耐震補強工事（原町一中）

議案第212号 専決処分報告及びその承認について

原案のとおり可決

議案第209号 南相馬市行政手続法の一部を改正する条例制定について

原案のとおり可決

るもので、線引きについては県道原町川保線を境に二分劃し、北町一が296世帯、北町二が189世帯となる。線引きは西部及び南部を北町一とし、北町一を除く地域を北町二とするもの。

議案第213号 平成18年度南相馬市一般会計補正予算について

●民生費について

【質疑】 災害復興資金利子補給補助金（10月6日の大雨）についての対応策は。
【答弁】 災害救助法が適用されないことから、市内の金融機関と協議し対応する。

●保健衛生総務費について

【質疑】 新たに基本検診の項目に前立腺がんが加わったが、胃カメラを取り入れる考えは。
【答弁】 本人の選択により19年度から実施するための予算を計上して行く。

●消防費について

【質疑】 10月6日の大雨災害出動時の消防団員の手当てについて。
【答弁】 費用弁償が支出されるは、火災以外の出動に関してであるが、早急に検討する。

【質疑】 今回の災害における消防団員の出勤人員と手当ては。
【答弁】 消防団員は小高区21名、鹿島区269名、原町区620名で合計910名、消防職員は小高区13名、鹿島区74名、原町区53名で合計140名。額は約255万円。

議案第222号 字の区域の変更について

原案のとおり可決

陳情第7号 たばこ販売協同組合に対する報奨金の存続について

採 択

●文教常任委員会●

●建設経済常任委員会●

平成18年度南相馬市一般会計補正予算について

●農業費について

【質疑】 10月の2度にわたる降雨による低湿地帯の状況について。
【答弁】 稲わらの撤去については、農業者自らに願うするしかない。地区によっては、経験したことも無い非常に甚大な被害があるので、稲わら除去の助成をした。

●大正ロマンについて

【質疑】 保存事業から銘醸館

整備事業までに、トータルでどの程度の金額をつぎ込んできたか。
【答弁】 3億2,850万6,000円である。用地取得代は1億7千万程度で、これが事業費の半分以上を占めている。

【質疑】 この後、修理はないのか。
【答弁】 10万円以下の修繕等については、指定管理者がやっていく。今後は、大きな修繕等はない。

【質疑】 広域連の必要性について。
【答弁】 財政状況が厳しい中、自治体の広域連合会を通

議案第223号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について

●保健体育総務費について

【質疑】 原町高校の駅伝をはじめ市内学校の全国大会参加にかかる支援について。
【答弁】 財政的に可能な限り、今後も支援していく。

じ、行政目的達成のため国が制度をつくった。平成19年度の本市の負担金は、2,190万5千円である。
【質疑】 職員数と身分は。
【答弁】 平成18年度は8名、19年度は18名、20年度は23名の予定で市町村から派遣される。

【質疑】 保険料の徴収は。
【答弁】 患者負担は一律で年金からの特別徴収と普通徴収となる。